

徳島県立病院経営改善支援業務 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

徳島県病院局（以下「県病院局」という。）では、厳しい経営状況にある徳島県立病院（中央病院、三好病院、海部病院）（以下「県立病院」という。）について、将来の医療需要を踏まえた経営改善策や病院機能のあり方を検討することとしている。

徳島県立病院経営改善支援業務（以下「本業務」という。）は、上記検討に際して必要となる調査・分析及び経営改善策等の検討・提案並びに外部の有識者等で組織する「有識者会議」の運営支援を行うものであり、公募型プロポーザル方式にて事業者を選定することとする。

2 業務概要

（１）委託業務名

徳島県立病院経営改善支援業務

（２）業務内容

別添「徳島県立病院経営改善支援業務仕様書」のとおり

（３）委託期間

契約締結の日から令和７年１２月２６日（金）まで

（４）業務場所

県病院局及び本業務の履行に必要と考えられる場所

（５）見積限度額

本業務の見積限度額は、８，０００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

3 委託契約の方法

（１）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（２）契約相手方の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

4 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者
- （２）徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置又は指名回避の措置の対象となっていない者
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (7) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (8) 令和2年4月1日以降、400床以上の公立病院又は公的病院における本業務と同種の業務について受託し、履行した実績を有すること。

5 応募方法の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類及び部数

- ① 参加申込書（様式第2号） 1部
- ② 誓約書（様式第3号） 1部
- ③ 企画提案書（様式第4号） 1部
- ④ 事業実施スケジュール（様式第5号） 1部
- ⑤ 委託事業経費（任意様式） 1部
- ⑥ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）1部（発行後3か月以内のもの、写し不可）
- ⑦ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） 1部
- ⑧ 会社等の概要がわかる資料（パンフレット等） 1部

(2) 提出期限

○参加申込書の提出

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、令和7年7月11日（金）17時【必着】までに、「参加申込書（様式第2号）」を提出すること。

○企画提案書等の提出

令和7年7月22日（火）17時【必着】までに、5（1）②～⑧に記載する書類等を提出すること。なお、郵送により提出する場合も同様とする。

(3) 提出方法

持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。なお、5（1）③～⑤については、併せてメールでの提出も行うこと。

※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

(4) 提出先及び問合せ先

徳島県 病院局 経営改革課 経営戦略担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁10階

電子メール byouinkyokukeieikaikakuka@pref.tokushima.lg.jp

電話 088-621-2218

ファクシミリ 088-654-9086

6 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となり、県病院局からその旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- オ 本公募要項に違反すると認められる場合
- カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県病院局が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- エ 書類の作成は、A4縦版（片面印刷）横書きとし、10.5ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとすること。
- オ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県病院局の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- カ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- キ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、適正な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じさせるものではない。
- ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、県病院局に帰属する。
- ケ 本要項に関して県病院局から受領した全ての資料は、県病院局の了解を得ないで公表、又は使用してはいけない。
- コ 本要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- サ 企画提案書作成等に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

7 応募書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年7月11日（金）17時【必着】まで

(2) 質問の提出

質問は、質疑書（様式第1号）により行うものとし、5（4）に示す提出先まで、電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

電子メール又はファクシミリにより回答。

8 審査方法等

(1) 県病院局は、企画提案等の内容について順位を決定するため、徳島県立病院経営改

善支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（２）選定委員会は、企画提案書の内容について審査し、順位を決定するものとする。

（３）選定委員会は、４～５名で構成するものとする。

（４）選定に当たっては、企画提案書の内容について書面審査を実施する。

（５）審査の観点

- ① 調査分析、経営分析及び課題整理の方法が具体的に提案されていること。
- ② 経営改善策や県立病院のあり方の提案方法が具体的に提案されていること。
- ③ 有識者会議の資料作成や会議での説明方法等が具体的に提案されていること。
- ④ 事業を適切に遂行できる実施体制となっていること。
- ⑤ 事業を適切に遂行できる知識及び経験を有していること。
- ⑥ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

（６）選定終了後、速やかにすべての提案者に選定結果を通知する。

９ 選定スケジュール（予定）

令和７年７月 ２日（水）	募集開始
７月１１日（金） １７時	参加申込書締切・質問受付締切
７月２２日（火） １７時	企画提案書の提出締切り
	書面による審査
７月下旬（予定）	結果通知・契約締結・業務開始

10 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、５の（２）に示す提出期限までに、辞退理由を記載の上応募辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便若しくは宅配便により提出すること。

※郵便の場合は、書留郵便又は配達証明によること。

11 契約の締結

（１）選定委員会から最優秀提案者の報告を受けた者を、契約予定者として当該業務に係る随意契約の相手方とする。

（２）業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県病院局と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。

（３）協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。

（４）県病院局と委託候補者との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

（５）成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

ア 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

イ 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て県病院局に帰属するものとする。